

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城山保育園の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員 理事、監事
- (2) 評議員等 評議員、評議員選任・解任委員、苦情処理委員

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した場合の出席報酬は支給しないものとする。

ただし、理事会出席費用として別表1の交通費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席した場合の出席報酬は支給しないものとする。

ただし、評議員会出席費用として別表1の交通費を支払う。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合の出席報酬は支給しないものとする。

ただし、評議員選任・解任委員会出席費用として別表1の交通費を支払う。

4 苦情処理委員が苦情処理委員会に出席した場合の出席報酬は支給しないものとする。

ただし、苦情処理委員会出席費用として別表1の交通費を支払う。

(役員の実務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合の報酬は支給しないものとする

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合の報酬は支給しないものとする。

3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または業務に当たった場合の報酬は支給しないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人の業務のため出張する場合は、別表2に定める日当及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか,必要な事項は別途定める。

附則

この規程は平成 29 年6月18日から施行する。

別表 1

名称	交通費
理事会出席費用	日額3,000円
評議員会出席費用	日額3,000円
評議員会出席費用	日額3,000円
評議員選任・解任委員会出席費用	日額3,000円
苦情処理委員会出席費用	日額3,000円

別表 2

名称	日当	宿泊費	旅費	その他
理事長出張旅費	3,000円	実費	実費	実費
理事出張旅費	3,000円	実費	実費	実費
監事出張旅費	3,000円	実費	実費	実費